

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県統計調査条例施行規則	一
訓 令	
○福島県公印規程の一部を改正する訓令	二
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	三

規 則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則及び福島県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三十八号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、行政組織規則第九条第二項」を「又は行政組織規則第九条第二項」に改め、「又は同条第三項に規定する給与旅費室」を削り、同条第七号中「及び行政組織規則」を「、行政組織規則」に改め、「職」の下に「及び行政組織規則第二十二條の三に規定する安全管理監」を加え、同条第九号中「課の長」の下に「、行政組織規則第二十三條に規定する企業誘致担当課長及び行政組織規則第二十三條の二に規定する空港利活用担当課長」を加える。

第六条第二項第二号ウ中「総合安全管理担当理事」を「安全管理監」に改める。

第六条第三項及び第七条第一項第一号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

別表第二保健福祉部の項中「福島県南保健福祉事務所棚倉支所(南保福棚) 福島県会津保健福祉事務所(会保福) 福島県会津保健福祉事務所会津坂下支所(会保福坂)」を「福島県会津保健福祉事務所(会保福)」に、「福島県相双保健福祉事務所(相保福)

福島県相双保健福祉事務所浪江支所(相保福浪)を「福島県相双保健福祉事務所(相保福)」に、「福島県南保健所棚倉支所(南保棚) 福島県会津保健所(会保) 福島県会津保健所会津坂下支所(会保坂)」を「福島県会津保健所(会保)」に、「福島県相双保健所(相保) 福島県障がい者総合福祉センター(障総) 福島県喜多方しのめ荘(しのめ)」を「福島県障がい者総合福祉センター(障総)」に改め、同表商工労働部の項中「福島県立郡山高専技術専門校(郡技専)」を「福島県立テクノアカデミー郡山(テクノ郡)」に改め、同表農林水産部の項中「福島県富岡用水改良事務所(富用) 福島県田村ほ場整備事業所(村ほ)」を「福島県富岡用水改良事務所(富用)」に改める。

様式第二号、様式第三号及び様式第五号中「~~...~~」を「~~...~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第三項及び第七条の改正規定並びに様式第二号、様式第三号及び様式第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県文書等管理規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(文書法務課)

福島県規則第三十九号

福島県統計調査条例施行規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、別に定めるもののほか、福島県統計調査条例(昭和二十六年福島県条例第九十三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(県基幹統計調査)

第二条 条例第二条第一項の規則で定める調査は、次に掲げるものとする。

- 一 福島県鉱工業指数調査
- 二 労働条件等実態調査
- 三 商品流通調査

(県基幹統計調査の告示)

第三条 知事は、新たに県基幹統計調査(福島県現住人口調査を除く。第六条において同じ。)として調査を行うおうときは、次に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査の対象の範囲
- 三 報告を求めめる事項
- 四 報告を求めめる者
- 五 報告を求めめるために用いる方法

- 六 調査の周期及び実施期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 前項に規定する調査を廃止しようとするときは、その旨を告示するものとする。
(立入検査の証明書)

第四条 条例第六条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第五条 条例第九条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国の機関
- 二 他の地方公共団体
- 三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)
- 五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学又は高等専門学校において、知事と共同して教育又は学術研究に関する統計の作成を行う者又は知事から委託を受けて教育又は学術研究に関する統計の作成を行う者
(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、県基幹統計調査の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式(第四条関係)

(表 面)

第 号	福島県統計調査条例第6条の規定による立入検査証	
写 真	県基幹統計調査の名称 職名及び氏名 生年月日	年 月 日
縦 4.0cm 横 3.0cm	上記の者は、福島県統計調査条例第6条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。	有効期限 年 月 日
年 月 日		

福 島 県 知 事 氏 名 欄

(表 面)

福島県統計調査条例(昭和26年福島県条例第93号)(抄)

第6条 知事は、県基幹統計調査の正確な報告を求めると必要があるとき認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (3) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列7番とする。

(統計分析課)

訓 令

福島県訓令第17号

本庁機関
出先機関

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「福島県局長印

15の4

同

同」を

「福島県局長
福島県安全

印 15の4 同
 管理監印 15の4 同
 の次に次の一条を加える。
 (テクノアカデミーの公印)
 第二条の二 前条第一項の規定にかかわらず、テクノアカデミーの公印の種類、名称、番号及び寸法並びに公印管理者は、次のとおりとする。

一 庁印
 公印の名称 番号 寸法
 (単位ミリメートル)
 公印管理者

福島県立テクノアカデミー 101 方二三 福島県立テクノアカデミー郡山校長
 二 職印
 公印の名称 番号 寸法
 (単位ミリメートル)
 公印管理者

福島県立テクノアカデミー 110 方二一 福島県立テクノアカデミー郡山校長
 郡山校長印

福島県立テクノアカデミー 111 同 同
 郡山職業能力開発短期大学校長印

同 (学生証明用) 111の2 方一八 同

福島県立テクノアカデミー 112 方二一 同
 郡山職業能力開発校長印

同 (学生証明用) 112の2 方一八 同

福島県現金出納員印 (福島県立テクノアカデミー郡山) 113 径二四 福島県現金出納員

2 前項の規定にかかわらず、機関又は職の新設又は廃止の場合における当該機関又は職の新設前の期間及び当該機関又は職の廃止後の期間に係る公印管理者は、文書法務課長が別に指定する。

3 第一項に掲げる公印のひな形は、別表第二のとおりとし、字体は、古印体を用いて浮彫りにするものとする。
 第三条中「前条」を「前二条」に、「別表第二」を「別表第三」に改める。

第十条中「直轄理事」の下に、「安全管理監」を加える。

別表第一中 15の4 福島県局長印
 別表第二中「資金前渡官吏福島県出納局公金管理グループ参事印」を「資金前渡官吏福島県出納局出納総務課長印」に、「農林水産部農林総務領域農地利用調整グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の表を加える。
 別表第二 (ひな形) (第二条の二関係)

101 福島県立テクノアカデミー郡山之印	110 福島県立テクノアカデミー郡山校長印	111 福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長印
111の2 学生証明用 福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長印	112 福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校長印	112の2 学生証明用 福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校長印



備考 113の公印のひな形中「領」とある部分には、日付を表す数字を差し込むものとする。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二中「資金前渡官吏福島県出納局公金管理グループ参事印」を「資金前渡官吏福島県出納局出納総務課長印」に改める部分及び「農林水産部農林総務領域農地利用調整グループ参事」を「農林水産部農林水産総室農林総務課長」に改める部分は、公布の日から施行する。
 (文書法務課)

福島県訓令第十八号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

出 先 機 関

福島県知事 佐藤 雄平

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程（昭和三十五年福島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項の表中「総合安全管理担当理事」を「安全管理監」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 四から六までに掲げるものを発する場合において、総合安全管理室長、知事公室長、企画推進室長、政策監、部次長（福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。以下同じ。）又は局次長名で発することが適当であると認めるときは、発信者名を総合安全管理室長、知事公室長、企画推進室長、政策監、部次長又は局次長とすることができる。

二 七から十一までに掲げるものを発する場合において、企業誘致担当課長又は空港利活用担当課長名で発することが適当であると認めるときは、発信者名を企業誘致担当課長又は空港利活用担当課長とすることができる。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（文書法務課）